

石垣市尖閣諸島方角等案内表示作製及び設置業務委託仕様書

1. 業務名

石垣市尖閣諸島方角等案内表示作製及び設置業務

2. 業務の目的

本業務は、我が国固有の領土であり本市の行政区域である尖閣諸島についての情報（位置、方角、距離等）を、石垣市民や観光客に対して、広く正しく知ってもらうことを目的として、尖閣諸島の方角等を示した案内表示を作製し、市内の観光施設や展望施設等に設置するものである。

以下、発注者石垣市を「甲」、受託者を「乙」とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4. 業務内容

(1) 内容

- ・設置場所の選定及び管理者と調整すること。
- ・設置場所に応じて案内表示（案内看板、方角看板、路面サイン等）を検討すること。
- ・案内表示のデザイン・設計を行い、製作・設置まで完了すること。

(2) 基本的仕様

- ・看板は屋外設置を基本としているため、設置時の安全面を考慮したものとする。
- ・視認性と耐久性に優れた素材、施工方法とすること。
- ・板面デザインの著作権は甲に帰属するものとし、電子データで提供すること。データ形式については、甲と協議のうえ決定する。（イラストレーター（ai.）、PDF（.pdf）、画像（.jpeg）等）
- ・材質は板面、支柱共に風雨等に耐えられるものとする。また、防腐・防錆対策を施し、長期間の使用に耐えうるものとする。
- ・サイズについては、設置場所に応じて甲と協議すること。
- ・各種法令等に準拠した規格・品質とすること。

(3) デザイン

- ・尖閣諸島の位置、方角、距離等がわかりやすいデザインとすること。
- ・設置場所に応じてデザインを検討すること。
- ・その他、尖閣諸島について正しい理解を得るために、「石垣市尖閣諸島デジタル資料館」の周知や、IT技術等を活用した案内表示等の提案をすることは可能である。

(4) 設置場所

- ・市内の観光施設や展望施設等。

(5) 用地及び付帯工

- ・工事に必要な材料置場、仮設道、水路等一切の敷地及びこれに伴う費用、現況復帰及び付帯する工事等は全て受託者において処理すること。

5. 提出書類及び成果物

(1) 提出書類

- ・委託契約書に基づく書類
- ・業務実施計画書
- ・業務実施報告書

※本業務において作成した資料、打合せ・ヒヤリング・会議録等を含む。

(2) 成果物

- ・紙媒体
- ・電子媒体（報告書、記録写真及び素材の電子ファイルを記録した電子媒体）

6. 契約について

契約方法及び契約時期等は、次の通りとする。

- (1) 契約方法・・・随意契約（公募型プロポーザル審査による受託候補者の選定による）
- (2) 契約・・・令和6年7月中旬頃
- (3) 支払い方法・・・完了後一括払い

7. 著作権等

- ・本業務において作成するすべての資料及び電子データについて、第三者（甲及び乙以外の者）が所有する素材を用いる場合には、乙より著作権処理等を行うこととする。
- ・乙は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うものとする。
- ・委託業務により作成した成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、所有権等その他一切の権利は、甲へ帰属する。

8. 留意事項

- ・事業の実施に当たっては、甲と十分協議のうえ実施すること。
- ・業務を遂行する上で必要な資料、画像等は、乙において入手するものとし、それらに係る一切の費用は乙の負担とする。ただし、甲において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与又は提供する。
- ・本仕様書は、今後、乙に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めたうえで、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。
- ・乙は、業務の遂行について随時報告すること。
- ・乙は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、必ず甲と協議すること。また、契約締結後に契約内容を変更する場合、甲と乙双方協議のうえその内容を決定するものとする。